

地域における新しい総合事業取組状況について

1 説明会等の開催状況

- H27.10 コミュニティ協議会会長に事業内容を説明
- H27.11～ コミュニティ協議会役員会 民児協定例会 地区社会福祉協議会研修会
地区住民への説明会 その他協議等 延べ150回以上開催
- H27.12.22 庵治地区地域福祉ネットワーク会議(協議体)設置 これまで4回の会議を開催
- H28. 3.10 香南地区地域福祉ネットワーク会議設置 第1回会議を開催
- H28. 3～4 3～4地区で地域福祉ネットワーク会議設置予定

2 庵治地区の状況について

(1)第1回会議

- ・ネットワーク会議設置要綱の制定
- ・国の動向、人口推移、高齢化率、庵治地区の基礎情報や社会資源等を説明し、委員間の共通理解を図る。
- ・2班に分かれ、地域のええところ(強み)、いかんところ(課題)などの意見交換、検討
- ・各班の発表を行い、会長がまとめ

(2)第2回会議

- ・第1回会議のふりかえり
- ・2班に分かれ、地域での福祉活動事例の紹介、どんな取組があればよいか(こんなんしてみたら・・・)グループワーク、意見交換、検討
- ・各班の発表を行い、会長がまとめ

庵治地区ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 庵治地区に住む高齢者が、生活支援等サービスが必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるよう、保健・医療・福祉サービス及び地域資源の総合調整を行い、総合的にサービスを提供するため、庵治地区ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域課題及びニーズの把握
- (2) 福祉活動拠点、活動団体等の地域資源の把握
- (3) 情報共有及び情報交換
- (4) 前各号に掲げるもののほか、生活支援サービスの体制整備に関し必要な事項

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、委員20名以内をもって組織する。

ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

2 ネットワーク会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地区コミュニティ協議会の代表者
- (2) 地区連合自治会の代表者
- (3) 地区民生委員・児童委員の代表者
- (4) 地区社会福祉協議会の代表者
- (5) 地区福祉委員・保健委員の代表者
- (6) 地域包括支援センターの代表者
- (7) 老人介護支援センターの代表者
- (8) 本会の趣旨目的に賛同する者及び学識経験者

(会長及び副会長)

第4条 ネットワーク会議に、会長1人、副会長2人を置く。ただし、会長・副会長は、地区社会福祉協議会会長・副会長を充てる。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- (会議)
- 第5条 ネットワーク会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 ネットワーク会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 ネットワーク会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 庵治地区担当の生活支援コーディネーターは、会議に出席することができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、高松市社会福祉協議会庵治支所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、ネットワーク会議が定める。

附 則
この要綱は、平成27年12月22日から施行する。

氏名	摘要	選任区分	備考
	地域包括支援センター	第6号	
	地区主任児童委員	第8号	
	地区民生・児童委員協議会	第8号	
	地域包括支援センター	第8号	
	地区福祉委員協議会 地区社協	第4.5号	副会長
	食生活改善推進協議会庵治地区	第8号	
	地区コミュニティ協議会	第1号	
	地区連合自治会 地区社協	第2.4号	副会長
	地区体育協会	第8号	
	地区婦人会	第8号	
	社会福祉法人 洋々会	第8号	
	地区老人クラブ連合会	第8号	
	地区福祉委員協議会	第8号	
	地区人権擁護委員	第8号	
	地区民生・児童委員協議会 地区社協	第3.4号	会長
	社会福祉法人 洋々会 老人介護支援センター	第7号	

(ええとこ・強み)

- ・庵治地区は、転出入や人口の流動が少なく、他の地域に比べ、顔見知り、近隣の付き合いやつながりが密である。何かあると住民同士が声かけ、助け合いのできる地区である。家のことが隣近所にわかりやすい。
- ・風光明媚な海山の景色がすばらしく、自然災害が少ない地域である。庵治漁港があり、新鮮な魚が食べられる。
- ・小・中学校で「あいさつ運動」を実施しており、登下校でも住民に気軽に挨拶をしてくれ、地域と学校の交流も密である。
- ・高齢化率は高いが、元気な高齢者が多く、自治会加入率もよく、会合しやすく、参加率も高い。また、老人会が解散しても、自主的に集まりをしている地区もある。
- ・困ったことや体調不良時なども、できるだけ自分でしようと他人に頼らずに、頑張ろうとする我慢強い人が多い。
- ・世界に誇れる庵治石があり、町全体に石の展示作品が多く、子供たちにも入学記念の石碑作りなど庵治石に触れる機会を持っている。
- ・昔から伝わる庵治祭り(だんじり)、庵治締太鼓(香川県無形民俗文化財)、庵治踊り(高松市無形民俗文化財)などはそれぞれに保存会が設置されている。また、小学校と協力し、次の世代に引き継ぎ、守ろうとする三世代の活動が実施され、小学校4年生を中心として、継承者が指導に行き、定期的に練習し、発表会に参加している。
- ・夏の庵治祭り(王子神社夏祭り船渡御)は、盛大に行われ、また、海から打ちあがる花火がすばらしい。
- ・町の中心の保健センターに保健師、包括職員など福祉や健康など気軽に相談できる場所がある。
- ・庵治地区内では、高齢者のふれあいサロン、各自治会集会場や個人宅の庭に自然と集まるたまり場があり、近隣との交流、安否確認、介護予防、認知症予防等できている。認知症予防教室が、「月曜あじさい会」自主活動教室に移行し活動が活発である。

(いかんところ・課題)

- ・交通の便が悪く(公共交通機関が少ない)、自家用車での移動が主となるため、高齢になると通院や買い物、外出が困難である。高齢者の免許返却年齢が高く、危険運転や交通事故を起こす可能性がある。
- ・企業が少なく、働く場所が確保しにくいいため、若い世代が、地区外に転出し、若い世代の人を繋ぎとめられない。景気が良くなるのが遅い。
- ・空き家(7・9%)が多く、家屋の老朽化、危険家屋の問題もある。耕作放棄地が多く、山手側ではイノシシなどによる害獣被害も多い。
- ・庵治半島の反対側(鎌野方面)には、医療機関がない。また、総合病院がないため、専門的な医療が受けられない。
- ・人口の流動が少なく昔ながらの「地元」意識が強い。隣近所の交流などはあるが、遠慮深い面もある。積極的には支援を求めず、問題を個人で抱え込みやすい傾向もみられる。高齢者だけでなく、子育てなどにも多様なニーズが潜在している可能性があり、発見、支援の介入時には、問題が深く、複雑化している場合がある。
- ・独居高齢者の支援に不安がある。(施設を希望していても入所待ち期間が長い)また、家族と同居していても、日中独居や、家族が会話しないケースもあり孤立している場合もある。
- ・庵治支所の立地場所が、町内の住宅密集地でなく、交通量の多い道路を渡っていくため、高齢者にとっては不便である。保健センターがなくなるのが不安であり、庵治支所を保健センターに移設してくれたら便利ではないか。

①地域でこんなんしているよ(しているときいているよ)

- ・居場所や老人会で関わっている。
- ・一人暮らしの人への声かけ・安否確認をしている。
- ・友達が病院に連れて行っている。
- ・会堂で認知症予防などの食事を作っている。
- ・小さな状態変化でも相談できる関係づくりを心掛けている。
- ・回覧板を持参した時に声をかけるなど状況確認をしている。
- ・80歳以上は自治会費を免除にしている自治会もある。
- ・祭り等の行事情報を伝えたり、参加の促しをしている。
- ・市社会福祉協議会が買い物支援を行っている。

②もう少しこんなんあったらいいな

- ・外出できる環境(交通手段の整備)、地域住民による見守りや声かけなどの協力体制づくり
- ・近隣の若い世代が情報提供したり、関わりを意識的に持てるようにする周知・啓発活動
- ・孤立した生活にならないようにするために、情報が集まる場所(商店やサロン・居場所)を自宅から歩いていける距離につくり社会的交流や認知症予防、近隣との情報交換の場となるような体制づくり
- ・行事等に出てこない人の意見や意向を聞き取るための連携体制づくり
- ・現在買い物支援バスが、沿岸沿いに走ってるが、庵治の中(宮東、湯谷、北村など)辺りも買い物や通院など困難である。また、一人暮らしや高齢者世帯が増え、ゴミ捨てなども負担になってきているため、ちょっとした助け合いの支援づくり
- ・災害の時の役割を決めて日頃から関わりを持つようにすると交流しやすい。気軽に頼めるような関係づくり
- ・地域住民がどのようなことを必要としているのかを知るための実態把握(アンケートなど)

(3)第3回会議

- ・第2回会議のふりかえり
- ・住民のニーズ把握を目的に、アンケート調査を実施することを提案
- ・アンケート調査票、調査対象者、配布・回収方法等の案を説明
- ・主な意見と調査方法
 - ・年齢区分の修正、字を大きく
 - ・心配な人、気にかかる人も調査対象とする
 - ・調査対象者は各地区10名程度(総数600名)
 - ・配布 民生委員・福祉委員
 - ・回収 郵送
 - ・配布期間 4月1日から15日間

(4)第4回会議

- ・アンケート調査票と実施方法の最終確認

10年後を見据えた、支え合いのまちづくりを目指して

まずは、地域の現状や課題を踏まえながら将来を描く
「地域福祉ネットワーク会議」の設置を

高松市社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが
皆さん方といっしょに考え、お手伝いさせていただきます。